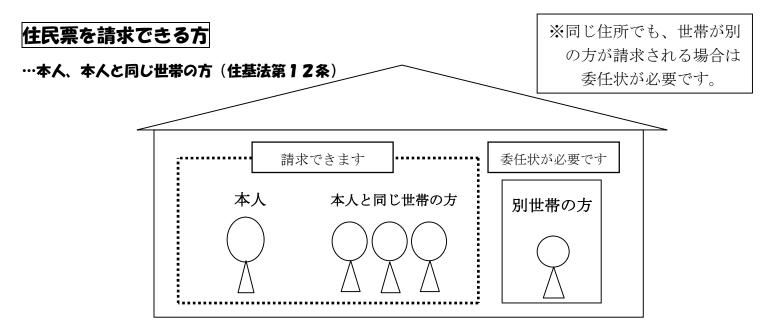
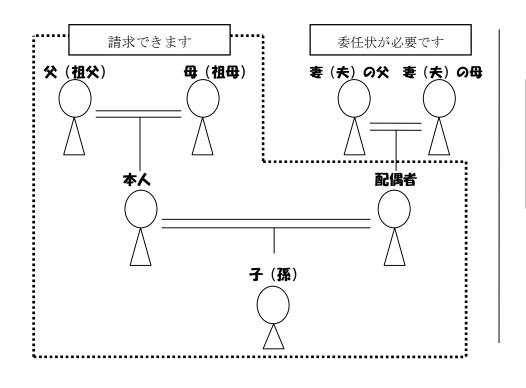
## 証明書の内容によって、請求できる方が異なります!



## 戸籍謄抄本を請求できる方

## …本人、直系親族、配偶者、本人と同一戸籍の方(戸籍法第10条)



※兄弟の方による請求は、 委任状が必要な場合があります。詳しくは係員ま でお問い合わせください。

## 印鑑証明書を請求できる方

…印鑑登録証(カード)をお持ちの方(亀岡市印鑑条例第17条)



※交付には「印鑑登録証(カード)」が必ず必要です。 登録証が無ければご本人 であっても証明書の交付 はできません。

(印鑑登録手続きが必要と なります)

(代理人による手続きの場合でも、印鑑登録証(カード)があれば手続きができます。委任状は必要ありません。)